

臨時特別定額給付金

『はぐくみ』を 支給します

国の特別定額給付金の対象とならない
令和2年4月28日～令和3年3月31日までに
生まれた子どものいる子育て世帯に
出生児1人につき**10万円**を支給します。

支給額 出生児1人につき10万円

対象者 次のすべてに該当する父または母

- ① 令和2年4月28日から令和3年3月31日までの間に生まれ、
亀山市に住民登録した子を育てていること
- ② 令和2年4月27日時点で亀山市に住民登録があり、
申請日まで引き続き住民登録を有していること

令和2年4月27日に亀山市に住民票を移していない人のうち、配偶者等からの暴力を理由に避難し、当該配偶者等と生計を別にしていて、引き続き亀山市に居住していると市長が認めた場合は、給付金を受け取ることができます。

「配偶者からの暴力を理由に避難している人」の要件例

- 配偶者暴力防止法に基づく保護命令が出されていること（保護命令決定書の写しをご提出ください。）
- 住民基本台帳の閲覧制限等の支援措置の対象となっていること

申請方法 市から対象者宛てに郵送された申請書に必要事項を記入し、本人確認書類（写し）と申請者の本人名義の振込先口座の確認書類（写し）を添付し、同封の返信用封筒で市に返送してください。
※新型コロナウイルス感染症の感染予防の観点から、郵送による申請を基本とします。

提出書類

- 必要事項を記入した臨時特別定額給付金申請書兼請求書
- 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）の写し
- 振込先の金融機関口座の通帳（見開き1ページ目）の写し

支給時期・方法 申請した日から2週間程度後に、申請者の本人名義の銀行口座へ振り込みます。

『はぐくみ』について
詳しくは、市ホームページを
ご確認ください。



問合せ 地域福祉課福祉総務グループ（あいあい ☎84-3336）